



鳥取県公報

平成 20 年 8 月 29 日 (金)
号外第 93 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則 (75) (医療政策課) 5
	鳥取県温泉法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (76) (くらしの安心推進課) 19

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則の制定について

1 規則の制定理由

県内における医師の確保を図るため、鳥取大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する者（緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠（以下「特別養成枠」という。）により入学した者に限る。以下同じ。）について、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付ける緊急医師確保対策奨学金制度を創設する。

2 規則の概要

緊急医師確保対策奨学金制度について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 目的	この規則は、大学において、医学を専攻する者で、将来勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとするものに対し、奨学金を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。
(2) 奨学金の借受者の資格	<p>奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。</p> <p>ア 高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 卒業した高等学校が県内の高等学校である者</p> <p>(イ) 出生地が県内である者又は県内に本籍若しくは住所を有する者</p> <p>(ウ) 保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）の出生地が県内である者又は保護者が県内に本籍若しくは住所を有する者</p> <p>(エ) 鳥取県との関係が（イ）又は（ウ）に掲げる者と同等程度に密接であると知事が認める者</p> <p>イ 大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。</p> <p>ウ 将来、勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。</p> <p>エ 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。</p>
(3) 奨学金の額等	<p>ア 奨学金の額 月額15万円</p> <p>イ 貸付期間 大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで</p> <p>ウ 奨学金の貸付限度額 奨学金の月額の72月分</p> <p>エ 貸付方法 原則として、毎年度、前期及び後期の2回（それぞれ6月分をまとめて貸付け）</p> <p>オ 貸付利率 無利子</p> <p>カ 連帯保証人及び保証人 各1人</p>
(4) 貸付申請	<p>ア 奨学金の貸付けを受けようとする者は、申請書に誓約書等を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>イ アの申請を行うことのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(ア) 高等学校に在学する者であって、申請を行う年度に当該高等学校を卒業する見込みであり、かつ、当該年度に大学の特別養成枠の入学試験を受験しようとするもの</p> <p>(イ) 高等学校を卒業した日から2年を経過しない者であって、申請を行う年度に大学の特別養成枠の入学試験を受験しようとするもの</p> <p>ウ アの申請は、大学へ入学願書を提出する前に行わなければならない。</p>
(5) 貸付予定の決定	ア 知事は、申請者が申請のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までに(2)

及び通知	<p>の右欄に掲げる要件のすべてを備える見込みがあると認めるときは、貸付予定の決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>イ 知事は、アの通知を受けた者（以下「貸付予定者」という。）が、当該通知を受けた日の属する年度の翌年度に大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学できなかったときは、アの決定を取り消すものとし、貸付予定者に対してその旨及び奨学金を貸し付けない旨を通知するものとする。</p> <p>ウ 貸付予定者は、大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学したときは、進学届出書に在学証明書を添えて、アの通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、知事に提出しなければならない。</p>
(6) 貸付けの決定及び通知	知事は、進学届出書等の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知する。
(7) 貸付けの終了	知事は、貸付期間が終了したとき、又は奨学金の貸付額の総額が奨学金の月額72月分に達したときは、奨学金の貸付けを終了し、奨学生に対してその旨を通知する。
(8) 貸付けの打ち切り及び休止	<p>ア 知事は、奨学生の退学等奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったときは、奨学金の貸付けを打ち切る。</p> <p>イ 知事は、奨学生の休学期間又は停学期間については、奨学金の貸付けを休止する。</p> <p>ウ ア又はイの場合、知事は、奨学生並びに連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知する。</p>
(9) 借用証書の提出	奨学生は、貸付けが終了したとき、又は貸付けを打ち切られたときは、直ちに借用証書を知事に提出しなければならない。
(10) 貸付金の返還	奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等においては、1月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。
(11) 返還の免除	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。
(12) 返還の債務の履行猶予	知事は、奨学生が奨学金の打ち切り後も引き続き大学に在学しているとき等理由があると認めるときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。
(13) 施行期日等	<p>ア この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>イ 奨学金の貸付けの申請等の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。</p>

参考

緊急医師確保対策奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例）

免 除 の 条 件	免除の範囲
(1) 鳥取大学を卒業した日から起算して2年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医師として県職員に採用された日の属する年度の初日から当該採用された日の前日までの期間に相当する期間を控除した期間とする。）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務（医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあっては、当該研修）に従事したとき。	債務の全部
(2) (1)の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくな	

ったとき。	
(3) (2)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受け たため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又 は一部

鳥取県温泉法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

温泉法の一部が改正され、温泉の採取に係る許可制度が創設されたこと等に伴い、これらの申請書等の様式を定めるとともに、許可等の事務処理権限の区分を定める。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県温泉法施行細則について、温泉採取許可等の申請書の様式を定める等の所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県事務処理権限規則について、温泉法の改正に伴う所要の改正を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成20年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第75号

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)において、医学を専攻する者(緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠(以下「特別養成枠」という。)により入学した者に限る。)で、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所(以下「勤務命令病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。

(奨学金の借受者の資格)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。

- (1) 高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)を卒業した者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 卒業した高等学校が県内の高等学校である者
 - イ 出生地が県内である者又は県内に本籍若しくは住所を有する者
 - ウ 保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)の出生地が県内である者又は保護者が県内に本籍若しくは住所を有する者
 - エ 鳥取県との関係がイ又はウに掲げる者と同等程度に密接であると知事が認める者
- (2) 鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。
- (3) 将来勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。
- (4) 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の額は、月額15万円とする。

2 奨学金の貸付期間は、鳥取大学に入学した日の属する月から鳥取大学を卒業する日の属する月までとする。

ただし、奨学金の貸付額の総額は、奨学金の月額の72月分を限度とする。

3 知事は、奨学金を毎年度、前期及び後期の2回、それぞれ奨学金の月額の6月分をまとめて貸し付けるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、6月分以下に分けて、又は6月分以上をまとめて貸し付けることができるものとする。

4 奨学金は、無利子とする。

(連帯保証人等)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人及び保証人は、各1人とし、連帯保証人は、奨学金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には保護者、成年者である場合には父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(貸付申請)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付推薦書(様式第3号)

- (3) 第2条第1号に定める資格を証する書面であって、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるもの

高等学校に在学する者	高等学校の在学証明書 県外の高等学校に在学する者にあつては、住民票の写し、戸籍抄本その他第2条第1号イからエまでのいずれかに該当することを明らかにすることができる書類
高等学校を卒業した者	高等学校の卒業証明書 県外の高等学校を卒業した者にあつては、住民票の写し、戸籍抄本その他第2条第1号イからエまでのいずれかに該当することを明らかにすることができる書類

- 2 前項の申請を行うことのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 高等学校に在学する者であつて、申請を行う年度に当該高等学校を卒業する見込みであり、かつ、当該年度に鳥取大学の特別養成枠の入学試験を受験しようとするもの
- (2) 高等学校を卒業した日から2年を経過しない者であつて、申請を行う年度に鳥取大学の特別養成枠の入学試験を受験しようとするもの
- 3 第1項の申請は、鳥取大学へ入学願書を提出する前に行わなければならない。

(貸付予定の決定及び通知)

第6条 知事は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、申請者について、申請のあつた日の属する年度の翌年度の4月30日までに第2条各号に掲げる要件のすべてを備える見込みがあると認めるときは、貸付予定の決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。この場合において、知事は、申請者が県内の高等学校に在学する者であるときは、その者が在学する高等学校の長に対しても、その旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項前段の通知を受けた者(以下「貸付予定者」という。)が当該通知を受けた日の属する年度の翌年度に鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学できなかったときは、前項の決定を取り消すものとする。
- 3 知事は、前項の規定により貸付予定の決定を取り消したときは、その旨及び奨学金を貸し付けない旨を当該貸付予定の決定を取り消された者に通知するものとする。
- 4 貸付予定者は、鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学したときは、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付予定者進学届出書(様式第4号)に在学証明書を添えて、第1項前段の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定及び通知)

第7条 知事は、前条第4項の届出書の提出があつたときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの終了)

第8条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は奨学金の貸付額の総額が通算して奨学金の月額72月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、奨学生(前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。)に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第9条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、当該打ち切られた月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

- (1) 退学(転学部、転学科を含む。)したとき、又は除籍となったとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- (3) 死亡したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められたとき。

2 奨学生が30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の奨学金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた奨学金があるときは、その奨学金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。

(奨学金借用証書の提出)

第10条 奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、奨学金の貸付けが終了したとき、又は奨学金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに鳥取県緊急医師確保対策奨学金借用証書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。

(1) 第9条第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。

(2) 鳥取大学を卒業した日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に医師国家試験に合格しなかったとき。

(3) 医師国家試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用されなかったとき。

(4) 医師国家試験に合格した後、直ちに臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなると認められるとき。

(5) 医師として県職員に採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(医師として県職員に採用された日の属する年度の初日から当該採用された日の前日までの期間(知事が必要と認める期間に限る。)に相当する期間を控除した期間とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間とする。)を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務(医師として県職員に採用された日から臨床研修を終了する日までの間にあっては、当該研修)に従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなると認められるとき。

(返還の免除)

第12条 奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

2 条例の規定による奨学金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金返還免除申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還に係る債務の免除をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き鳥取大学に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めるとき。

2 前項の規定による奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けようとする奨学生は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金返還猶予申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還に係る債務の履行の猶予をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第14条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生氏名(住所)変更届(様式第8号)
 - (2) 休学したとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生休学届(様式第9号)
 - (3) 停学又は除籍の処分を受けたとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生停学(除籍)届(様式第10号)
 - (4) 復学したとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生復学届(様式第11号)
 - (5) 退学したとき、又は転学部若しくは転学科したとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生退学(転学部、転学科)届(様式第12号)
 - (6) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人(保証人)氏名(住所)変更届(様式第13号)
- 2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生死亡届(様式第14号)を知事に提出しなければならない。
- 3 奨学生は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の申立てその他連帯保証人若しくは保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人(保証人)変更届(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による奨学金の貸付けの申請、第6条の規定による奨学金の貸付予定の決定及び同条の規定によるその旨の通知並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付申請書

職 氏 名 様

鳥取県緊急医師確保対策奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

卒業(在学)高等学校名	
課 程 ・ 学 年 (高等学校在学者のみ)	
卒 業 年 次 (高等学校卒業者のみ)	年 月卒
借 受 者 資 格 要 件 (該当する資格の の 中に ✓ 印を付けてくだ さい。)	県内の高等学校卒業生(卒業見込み者) 県外の高等学校卒業生(卒業見込み者) (具体的な内容)
貸 付 希 望 期 間	年 月分から 年 月分まで

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
氏名 ⑩
本人との関係

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは、保証人となり債務を保証します。

保証人 住所
氏名 ⑩
本人との関係

様式第2号(第5条関係)

誓約書

職 氏 名 様

奨学生として決定された上は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則を堅く守り、学業に励むとともに、卒業後は鳥取県の地域医療に貢献することを誓います。

年 月 日

住所
氏名 ⑩
年 月 日生

様式第3号（第5条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付推薦書

奨学金申請者の氏名	
学校名・学科	
卒業年次	年 月（卒業見込・卒業）
成績概評	
人物概評	
その他推薦の参考事項	
<p>職 氏 名 様</p> <p>上記の者は、貴県の奨学生として適当な者と認め、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>高 等 学 校 名</p> <p>推 薦 者 職 ・ 氏 名 印</p>	

様式第4号(第6条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付予定者進学届出書

職 氏 名 様

鳥取大学医学部医学科に特別養成枠により入学したので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。
なお、他に貸与又は給与を受ける奨学金は、次のとおりです。

年 月 日

貸付予定者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

他の奨学金の貸与・給与の有無(いずれかにを付けるとともに、有の場合は、奨学金の名称と貸与者を記入してください。)	有 ・ 無 (有の場合)	
	奨学金の名称	
	奨学金の貸与者	

添付書類 在学証明書

様式第5号(第10条関係)

収 入
印 紙

鳥取県緊急医師確保対策奨学金借用証書

職 氏 名 様

借用金額

金 円也

私は、奨学生として上記の額の奨学金の貸付けを受けました。
ついては、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

私は、
が奨学生として奨学金の貸付けを受けましたので、上記の奨学金返還債務を、奨学生と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

私は、上記の奨学生及び連帯保証人が奨学金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

様式第 6 号（第12条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金返還免除申請書

職 氏 名 様

鳥取県緊急医師確保対策奨学金の返還に係る債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

決 定 番 号	第 号
借 受 期 間	年 月から 年 月まで

借 受 総 額		円
返還免除希望額		円
理 由		

様式第 7 号 (第13条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県緊急医師確保対策奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

⑩

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

⑩

電話番号

保証人 郵便番号

住 所

氏 名

⑩

電話番号

決 定 番 号	第	号
借 受 総 額		円
希望の返還猶予期間	年	月から 年 月まで
理 由		

様式第 8 号 (第15条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生氏名 (住所) 変更届

職 氏 名 様

氏名 (住所) を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号
 郵便番号
 住 所
 氏 名 ④
 電話番号

新	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

様式第 9 号 (第15条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生休学届

職 氏 名 様

鳥取大学を休学しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
 住 所
 氏 名 ④
 電話番号

決 定 番 号	第 号
学 年	第 学年
休 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

理	由
---	---

様式第10号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生停学（除籍）届

職 氏 名 様

鳥取大学を停学（除籍）となりましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

 奨学生 郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号

㊞

決 定 番 号	第 号
学 年	第 学年
停学又は除籍の区分 （いずれかに を付 け、必要事項を記入 してください。）	除 籍（除籍年月日： 年 月 日）
	停 学 （ 年 月 日から 年 月 日まで）
理 由	

様式第11号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生復学届

職 氏 名 様

鳥取大学に復学しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

 奨学生 郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号

㊞

--	--

決 定 番 号	第 号
学 年	第 学年
復 学 年 月 日	年 月 日
休学開始年月日	年 月 日

添付書類 大学の長が発行する復学証明書

様式第12号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生退学（転学部、転学科）届

職 氏 名 様

鳥取大学を退学（転学部、転学科）しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号



決 定 番 号	第 号
退学（転学部、転学科） 時の学年	第 学年
退学（転学部、転学科） 年月日	年 月 日

様式第13号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届

職 氏 名 様

連帯保証人（保証人）が氏名（住所）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号

郵便番号

住 所
氏 名
電話番号

㊞

新	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

様式第14号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

氏 名	
決定番号	第 号
就業の場所	
死亡年月日	年 月 日

添付書類 奨学生の死亡を証する書類

様式第15号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人（保証人）変更届

職 氏 名 様

連帯保証人（保証人）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号
郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

旧連帯保証人 (旧保証人)	住 所	
	氏 名	
新連帯保証人 (新保証人)	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
新連帯保証人（新保証人）と 本人との続柄		
変 更 年 月 日		年 月 日

奨学金の返還に係る債務を奨学生と連帯して負担します。

連帯保証人 氏名 ㊟

上記の本人及び連帯保証人が奨学金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保証人 氏名 ㊟

鳥取県温泉法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第76号

鳥取県温泉法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県温泉法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県温泉法施行細則(昭和62年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示、追加条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削り、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
(温泉掘削許可等承継承認申請書の様式) 第4条 略	(温泉掘削許可等承継承認申請書の様式) 第4条 略
(温泉掘削施設等変更許可申請書の様式) 第5条 <u>省令第4条の3第1項の申請書は、様式第6号によるものとする。</u>	
(温泉掘削者等の住所等の変更の届出) 第6条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者(以下「温泉掘削者等」という。)は、法第8条第1項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出をするま	(温泉掘削許可申請書等の記載事項の変更の届出) 第5条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者(以下「温泉掘削者等」という。)は、法第8条第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をするまでの間に、

での間に、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更を生じたときは、速やかに様式第7号による届出書を知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する生活環境部長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置されたくらしの安心推進課の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）に提出しなければならない。

（温泉掘削工事等完了（廃止）届出書の様式）

第7条 省令第5条の届出書は、様式第8号によるものとする。

（温泉掘削許可標識等の掲示）

第8条 温泉掘削者等は、掘削又は増掘の工事の期間中、当該工事場所の見やすい位置に、様式第9号による標識を掲示しなければならない。

（温泉採取許可申請書の様式）

第9条 省令第6条の2第1項の申請書は、様式第10号によるものとする。

（温泉採取許可承継承認申請書の様式）

第10条 省令第6条の4第1項の申請書及び省令第6条の5第1項の申請書は、それぞれ様式第11号及び様式第12号によるものとする。

（可燃性天然ガス濃度確認申請書の様式）

第11条 省令第6条の7第1項の申請書は、様式第13号によるものとする。

（可燃性天然ガス濃度確認承継届出書の様式）

第12条 省令第6条の8第1項の届出書は、様式第14号によるものとする。

（温泉採取施設等変更許可申請書の様式）

第13条 省令第6条の10第1項の申請書は、様式第15号によるものとする。

第2条の申請書の記載事項のうち住所、氏名その他知事が別に定める事項に変更を生じたときは、速やかに様式第6号による届出書を知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する生活環境部長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置されたくらしの安心推進課の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）に提出しなければならない。

（温泉掘削工事等完了（廃止）届出書の様式）

第6条 省令第5条の届出書は、様式第7号によるものとする。

（温泉掘削許可標識等の掲示）

第7条 温泉掘削者等（法第11条第1項の動力の装置の許可を受けた者を除く。）は、掘削又は増掘の工事の期間中、当該工事場所の見やすい位置に、様式第8号による標識を掲示しなければならない。

(温泉採取者の住所等の変更の届出)

第14条 法第14条の2第1項の許可又は法第14条の5第1項の確認を受けた者(以下「温泉採取者」という。)は、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更を生じたときは、様式第16号による届出書を知事に提出しなければならない。

(温泉採取廃止届出書の様式)

第15条 省令第6条の11第1項の届出書は、様式第17号によるものとする。

(温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出)

第16条 温泉採取者は、温泉ゆう出路をしゅんせつし、ゆう出管を入れ替え、ゆう出槽を改修し、又は動力の装置を更新しようとするときは、あらかじめ様式第18号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 温泉採取者は、温泉ゆう出路のしゅんせつ、ゆう出管の入替え、ゆう出槽の改修又は動力の装置の更新の工事を完了し、又は廃止したときは、様式第8号による届出書を知事に提出しなければならない。

(温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出)

第8条 温泉源から温泉を採取する者(以下「温泉採取者」という。)は、温泉ゆう出路をしゅんせつし、ゆう出管を入れ替え、ゆう出槽を改修し、又は動力の装置を更新しようとするときは、あらかじめ様式第9号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第8条第1項の規定及び第6条の規定は、温泉ゆう出路のしゅんせつ、ゆう出管の入替え、ゆう出槽の改修又は動力の装置の更新の工事について準用する。この場合において、同条中「省令第5条の届出書」とあるのは「第8条第2項において準用する法第8条第1項の規定による届出」と、「ものとする」とあるのは「届出書を提出してするものとする」と読み替えるものとする。

(温泉のゆう出状況の報告)

第9条 温泉採取者は、毎年4月20日までに、その年の4月1日現在における温泉のゆう出状況について、様式第10号による報告書を知事に提出しなければならない。

(温泉採取権の譲渡の届出)

第10条 温泉採取者は、温泉源から温泉を採取する権利(以下「温泉採取権」という。)を譲渡したときは、速やかに様式第11号による届出書を知事に提出しなければならない。

(温泉の採取の廃止等の届出)

第11条 温泉採取者は、温泉の採取を廃止し、又は中止したとき(温泉採取権を譲渡したことにより、温泉の採取を廃止する場合を除く。)は、その日から10日以内に様式第12号による届出書を知事に提出し

<p>(原状回復の報告)</p> <p><u>第17条</u> 法第10条(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令を受けた者は、速やかに原状回復のため必要な措置を行い、知事の指定する日までに<u>様式第19号</u>による報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(温泉利用許可申請書の様式)</p> <p><u>第18条</u> 省令第7条第1項の申請書は、<u>様式第20号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉利用許可承継承認申請書の様式)</p> <p><u>第19条</u> 省令第8条第1項の申請書及び省令第9条第1項の申請書は、それぞれ<u>様式第21号</u>及び<u>様式第22号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉成分等揭示届出書の様式)</p> <p><u>第20条</u> 省令第11条の届出書は、<u>様式第23号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉利用施設の設備の改修の届出)</p> <p><u>第21条</u> 法第15条第1項の許可を受けた者(以下「温泉供用者」という。)は、その温泉利用施設の次の設備を改修しようとするときは、あらかじめ<u>様式第24号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(温泉供用者の住所等の変更の届出)</p> <p><u>第22条</u> <u>温泉供用者は、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更を生じたときは、速やかに様式第25号による届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(温泉の利用の廃止の届出)</p> <p><u>第23条</u> 温泉供用者は、温泉を公共の浴用又は飲用に供することをやめたときは、その日から10日以内に<u>様式第26号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(温泉成分分析機関登録申請書の様式)</p> <p><u>第24条</u> 法第19条第2項の申請書は、<u>様式第27号</u>によるものとする。</p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>(原状回復の報告)</p> <p><u>第12条</u> 法第10条(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令を受けた者は、速やかに原状回復のため必要な措置を行い、知事の指定する日までに<u>様式第13号</u>による報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(温泉利用許可申請書の様式)</p> <p><u>第13条</u> 省令第7条第1項の申請書は、<u>様式第14号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉利用許可承継承認申請書の様式)</p> <p><u>第14条</u> 省令第8条第1項の申請書及び省令第9条第1項の申請書は、それぞれ<u>様式第15号</u>及び<u>様式第16号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉成分等揭示届出書の様式)</p> <p><u>第15条</u> 省令第11条の届出書は、<u>様式第17号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉利用施設の設備の改修の届出)</p> <p><u>第16条</u> 法第15条第1項の許可を受けた者(以下「温泉供用者」という。)は、その温泉利用施設の次の設備を改修しようとするときは、あらかじめ<u>様式第18号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(温泉の利用の廃止の届出)</p> <p><u>第17条</u> 温泉供用者は、温泉を公共の浴用又は飲用に供するのをやめたときは、その日から10日以内に<u>様式第19号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(温泉成分分析機関登録申請書の様式)</p> <p><u>第18条</u> 法第19条第2項の申請書は、<u>様式第20号</u>によるものとする。</p>
--	---

(温泉成分分析機関登録事項変更届出書の様式)
第25条 省令第15条第1項の届出書は、様式第28号によるものとする。

(温泉成分分析業務廃止届出書の様式)
第26条 省令第16条の届出書は、様式第29号によるものとする。

(書類の提出)
第27条 略

様式第1号(第2条関係)

温泉掘削許可申請書

職氏名 様

温泉をゆう出させるため土地を掘削したいので、温泉法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 ④

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

温泉の利用目的	浴用・飲用		
	個人利用・公共利用		
略			
掘削の口径及び深さ	口径 cm 深さ m		
主要な設備の構造及び能力	設備名	構造	能力
	やぐら		
	巻揚機		
	泥水ポンプ		
	ガス噴出防止装置		
略			

注 略

(温泉成分分析機関登録事項変更届出書の様式)
第19条 省令第15条第1項の届出書は、様式第21号によるものとする。

(温泉成分分析業務廃止届出書の様式)
第20条 省令第16条の届出書は、様式第22号によるものとする。

(書類の提出)
第21条 略

様式第1号(第2条関係)

温泉掘削許可申請書

職氏名 様

温泉をゆう出させるため土地を掘削したいので、温泉法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名 ④

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

温泉の利用目的	
略	
掘削の口径及び深さ	口径 cm 深さ m
略	

注 略

添付書類

- 1 温泉の利用計画を記載した書面
- 2 掘削を行う土地の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の図面（当該土地から1キロメートル以内にある温泉ゆう出地の位置及び当該土地までの距離を表示すること。）
- 3 掘削を行おうとする地点及び掘削を行う土地の周辺の状況を明らかにした縮尺500分の1以上の図面
- 4 工事の施行方法及び主要な設備の諸元を明らかにした図面
- 5 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法第4条第1項第2号の基準に適合することを証する書面
- 6 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
- 7 略
- 8 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第2号（第2条関係）

温泉増掘（動力の装置）許可申請書

職氏名 様

温泉のゆう出路を増掘（温泉をゆう出させるために動力を装置）したいので、温泉法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ④

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

増掘又は動力の装置の目的	浴用・飲用
	個人利用・公共利用

添付書類

- 1 掘削を行う土地の周辺の状況を明らかにした図面（当該土地から1キロメートル以内にある温泉ゆう出地の位置及び当該土地までの距離を表示すること。）
- 2 工事の施行方法を明らかにした図面
- 3 略
- 4 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第2号（第2条関係）

温泉増掘（動力の装置）許可申請書

職氏名 様

温泉のゆう出路を増掘（温泉をゆう出させるために動力を装置）したいので、温泉法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名 ④

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

増掘又は動力の装置の目的	
--------------	--

略			
温泉のゆう	略		
出及び利用	温泉の	略	
の現況	利用施設	利用量	<u>a</u> / 日
略			
動力の装置	略		
の概要	ポンプ	略	
		名称	(出力 KW)
	動力の装置の設置位置		地盤面から m
主要な設備 の構造及び 能力	設備名	能力	構造
	やぐら		
	巻揚機		
	泥水ポンプ		
	ガス噴出防止装置		
略			

注 1 及び 2 略

添付書類

- 1 温泉の利用計画を記載した書面
- 2 増掘又は動力の装置を行う土地の位置を明らかにした縮尺 2 万 5,000 分の 1 以上の図面 (当該土地から 1 キロメートル以内にある温泉ゆう出地の位置及び当該土地までの距離を表示すること。)
- 3 増掘又は動力の装置を行おうとする地点及び掘削を行う土地の周辺の状況を明らかにした縮尺 500 分の 1 以上の図面
- 4 略
- 5 増掘の場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 工事の施行方法及び主要な設備の諸元を明らかにした図面
 - (2) 増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法第 4 条第 1 項第 2 号の基準に適合することを証する書面
 - (3) 温泉法施行規則第 6 条第 2 項第 4 号に規定する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
- 6 動力の装置の場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 動力の装置の出力及び位置の選定の理由を記載した書面

略			
温泉のゆう	略		
出及び利用	温泉の	略	
の現況	利用施設	利用量	<u>t</u> / 日
略			
動力の装置	略		
の概要	ポンプ	略	
		名称	(出力 KW)
	動力の装置の設置位置		地盤面から m
主要な設備 の構造及び 能力	設備名	能力	構造
	やぐら		
	巻揚機		
	泥水ポンプ		
	ガス噴出防止装置		
略			

注 1 及び 2 略

添付書類

- 1 増掘又は動力の装置を行う土地の周辺の状況を明らかにした図面 (当該土地から 1 キロメートル以内にある温泉ゆう出地の位置及び当該土地までの距離を表示すること。)
- 2 略
- 3 工事の施行方法を明らかにした図面
- 4 動力の装置の場合にあっては、その詳細を明らかにした書類

(2) 利用施設の概要が判明している場合にあっては、当該施設の立面図及び平面図に配管の位置を記載したもの

(3) 段階揚湯試験及び連続揚湯試験（連続揚湯試験については、回復試験も併せて行うこと。）の結果を記載した書面

(4) 動力を装置する土地の1キロメートル以内に温泉ゆう出地が存在する場合にあっては、周辺源泉への影響を調査した結果を記載した書面

7 略

8 申請者が温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第3号（第3条関係）

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可の有効期間更新申請書

職氏名 様

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可の有効期間の更新をしたいので、温泉法第5条第2項（第11条第2項又は第3項において準用する同法第5条第2項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ④

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

様式第4号（第4条関係）

5 略

6 申請者が温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第3号（第3条関係）

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可の有効期間更新申請書

職氏名 様

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可の有効期間の更新をしたいので、温泉法第5条第2項（第11条第2項において準用する同法第5条第2項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名 ④

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

様式第4号（第4条関係）

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可承継承認申請書（合併・分割）

職氏名 様

合併（分割）に伴い温泉掘削（増掘・動力の装置）の許可を受けた者の地位を承継したいので、温泉法第6条第1項（温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項）の規定による承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話 番 号

略

添付書類

- 1 略
- 2 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号（温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号）までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第5号（第4条関係）

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可承継承認申請書（相続）

職氏名 様

相続に伴い温泉掘削（増掘・動力の装置）の許可を受けた者の地位を承継したいので、温泉法第7条第1項（温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第7条第1項）の規定による承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名 ㊟

電 話 番 号

略

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可承継承認申請書（合併・分割）

職氏名 様

合併（分割）に伴い温泉掘削（増掘・動力の装置）の許可を承継したいので、温泉法第6条第1項（温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項）の規定による承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名 ㊟

電 話 番 号

略

添付書類

- 1 略
- 2 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号（温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号）までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第5号（第4条関係）

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可承継承認申請書（相続）

職氏名 様

相続に伴い温泉掘削（増掘・動力の装置）の許可を承継したいので、温泉法第7条第1項（温泉法第11条第2項において準用する同法第7条第1項）の規定による承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名 ㊟

電 話 番 号

略

添付書類

1 及び 2 略

3 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号（温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号）までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第6号（第5条関係）

温泉掘削（増掘）施設等変更許可申請書

職氏名 様

温泉掘削（増掘）のための施設等の変更をしたいので、温泉法第7条の2第1項（法第11条第2項において準用する温泉法第7条の2第1項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

掘削（増掘）を行う土地	番地（地目）
変更内容	
変更理由	
許可の種類	掘削 ・ 増掘
許可年月日	年 月 日 第号
変更後の	着 手 年 月 日
工事期間	終 了 年 月 日
工事施工	住 所
者	氏名又は名称

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の掘削ための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証す

添付書類

1 及び 2 略

3 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号（温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号）までに該当しない者であることを誓約する書面

る書面

3 温泉法施行規則 1 条の 2 第11号の規定により作成した掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程

様式第 7 号（第 6 条関係）

温泉掘削者等住所等変更届出書

職氏名 様

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可を受けたときの住所（氏名・主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名）に変更を生じたので、鳥取県温泉法施行細則第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ⑥

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

添付書類 申請の原因である事実を証する書類

様式第 8 号（第 7 条、第16条関係）

温泉掘削工事等完了（廃止）届出書

職氏名 様

温泉掘削工事等を完了（廃止）したので、温泉法第 8 条第 1 項（温泉法第11条第 2 項又は第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項・鳥取県温泉法施行細則第16条第 2 項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

様式第 6 号（第 5 条関係）

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可申請書記載事項変更届出書

職氏名 様

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可申請書の記載事項に変更を生じたので、鳥取県温泉法施行細則第 5 条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ⑥

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

様式第 7 号（第 6 条、第 8 条関係）

温泉掘削工事等完了（廃止）届出書

職氏名 様

温泉掘削工事等を完了（廃止）したので、温泉法第 8 条第 1 項（温泉法第11条第 2 項において準用する同法第 8 条第 1 項・鳥取県温泉法施行細則第 8 条第 2 項において準用する温泉法第 8 条第 1 項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

略	
許可又は改修届出の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
源泉の名称	
略	

注 1 及び 2 略

添付書類

- 1 掘削又は増掘の工事が完了した場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 温泉源の柱状図
 - (2) 温泉法施行規則第 1 条の 2 第 9 号の記録
 - (3) 温泉がゆう出している場合にあっては、その成分を明らかにした書類
- 2 動力の装置、ゆう出路しゅんせつ、ゆう出管入替え、ゆう出槽改修又は動力の装置の更新を行う場合にあっては、その実施状況を現した写真

様式第 9 号 (第 8 条関係) 略

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

略	
許可又は改修届出の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
略	

注 1 及び 2 略

添付書類 温泉源の柱状図

様式第 8 号 (第 7 条関係) 略

様式第 9 号 (第 8 条関係)

温泉ゆう出路しゅんせつ等届出書

職氏名 様

温泉ゆう出路のしゅんせつ等をしたいので、鳥取県温泉法施行細則第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ⑩
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

工 事 の 種 別		ゆう出路しゅんせつ・ゆう出管入替え ゆう出槽改修・動力の装置更新	
工 事 の 場 所			
温泉のゆう出及び利用の現況	温泉のゆう出量及び温度	ゆう出量 1 / 分・温度	
	工事に係る設備の現況		
温泉の利用施設	場 所		
	名 称		
	設 置 者		
	利 用 量	t / 日	
工 事 の 概 要			
工事期間	着 手	年 月 日	
	終 了	年 月 日	
工事施行者	住 所		
	氏 名 又 は 名 称		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「温泉のゆう出及び利用の現況」の「工事に係る設備の現況」欄には、ゆう出路のしゅんせつ又はゆう出管の入替えを行う場合にあっては工事施行前における当該ゆう出路に係る温泉のゆう出量(1/分)及び温度()、ゆう出槽を改修する場合にあっては工事施行前における当該ゆう出槽の形状及び容積、動力の装置を更新する場合にあっては工事施行前における当該動力の装置の動力源及びポンプの種類、名称及び出力(kw)を記載すること。

添付書類 動力の装置を更新する場合にあっては、更新後の動力の装置の詳細を明らかにした書類

様式第10号(第9条関係)

温泉ゆう出状況報告書

職氏名 様

鳥取県温泉法施行細則第9条の規定により、温泉のゆう出状況について次のとおり報告します。

年 月 日

住 所

報告者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

ゆ う 出 地	
ゆう出量及び温度	ゆう出量 l / 分 . 温度
ゆう出路の口径及び深さ	口径 cm . 深さ m
ゆう出地の所有者	住 所 氏 名
温泉の利用施設	場 所
	名 称
	設置者

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第11号 (第10条関係)

温泉採取権譲渡届出書

職氏名 様

温泉採取権を譲渡したので、鳥取県温泉法施行細則第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

譲受者	住 所	郵便番号 (電話番号)
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
ゆ う 出 地		
譲 渡 年 月 日		年 月 日
温泉の利用施設	場 所	
	名 称	
	設置者	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 温泉採取権譲渡契約書の写し
- 2 ゆう出地に係る土地登記簿謄本

様式第12号（第11条関係）

温泉採取廃止（中止）届出書

職氏名 様

温泉の採取を廃止（中止）したので、鳥取県温泉法施行細則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名

㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

ゆ う 出 地	
採 取 量 及 び 温 度	採取量 1 / 分 . 温度
廃止（中止）年月日	年 月 日
廃止（中止）理由	
廃止の場合にあっては、原状回復の方法	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 2 「採取量及び温度」欄は、2以上の温泉源から採取している場合にあっては、温泉源ごとに記載すること。

様式第10号（第9条関係）

温泉採取許可申請書

職氏名 様

温泉の採取を業として行いたいので、温泉法第14条の2第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
 申請者 (法人にあっては、主たる事務所の
 所在地)
 氏 名 ㊟
 (法人にあっては、名称及び代表者
 の氏名)
 電話番号

温泉の採取を行おうと する場所	
温泉の採取を行う源泉 の名称	
温泉の採取の開始予定 年月日	
採取量及び温度	採取量 ℓ / 分 温度
温泉の利用 施設	場 所 名 称 設置者

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「採取量及び温度」欄は、2以上の温泉源から採取している場合にあつては、温泉源ごとに記載すること。

添付書類

- 1 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 2 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 設備の設置の状況を現した写真
- 4 採取する温泉源の位置を記載した図面
- 5 温泉法施行規則第6条の12に規定する者が行う、次に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果を明らかにした書面
 - (1) 温泉法施行規則第6条の3第1項第1号に規定する測定の結果
 - (2) 温泉法施行規則第6条の3第1項第2号八に規定するガス排出口が同項第3号又は口に掲げる場所にある場合にあつては、同号に規定する測定の結果
 - (3) 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果(温泉法施行規則第6条の3第1項第2号に規定する可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定す

- ることが困難な場合を除く。)
- 6 温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程
- 7 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第11号（第10条関係）

温泉採取許可承継承認申請書（合併・分割）

職氏名 様

合併（分割）に伴い温泉の採取の許可を受けた者の地位を承継したいので、温泉法第14条の3第1項の規定による承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

主たる事務所の所在地

申請者 名 称 ㊟

代表者の氏名

電話番号

合併により消滅する法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により事業を承継する法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併（分割）予定年月日		年 月 日
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
温泉の採取の場所		番地（地目）
温泉の採取を行う源泉の名称		

添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約す

る書面

様式第12号（第10条関係）

温泉採取許可承継承認申請書（相続）

職氏名 様

相続に伴い温泉の採取の許可を受けた者の地位を承継したいので、温泉法第14条の4第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名 ④

電話番号

相続人	住 所	
	氏 名	
	被相続人との続柄	
被相続人	住 所	
	氏 名	
相続開始年月日		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
温泉の採取の場所		番地（地目）
温泉の採取を行う源泉の名称		

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しない者であることを誓約する書面

様式第13号（第11条関係）

可燃性ガス濃度確認申請書

職氏名 様

温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が災害を防止するための措置を必要としない基準を超えないことの確認を受けたいので、温泉法第14条の5第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

温泉の採取を行おうとする場所	
温泉の採取を行う源泉の名称	
温泉の採取の開始予定年月日	
採取量及び温度	採取量 ℓ / 分 温度
メタンの濃度測定	測定を行った場所
	測定年月日
	測定方法
	測定結果
温泉の利用施設	場所
	名称
	設置者

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「採取量及び温度」欄は、2以上の温泉源から採取している場合にあっては、温泉源ごとに記載すること。

添付書類

- 1 温泉の採取の場所の状況を現した写真
- 2 メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真
- 3 採取する温泉源の位置を記載した図面
- 4 可燃性天然ガスの濃度について、温泉法施行規則第6条の12に規定する者が測定を行った結果を示す書類(測定日、測定方法及び測定を行った者を記載した書面並びに測定場所の図面を

含む。)

様式第14号 (第12条関係)

可燃性ガス濃度確認承継届出書

職氏名 様

採取事業の全部譲渡 (相続・合併・分割) に伴い、可燃性ガス濃度についての確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出します。

年 月 日

住 所

届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 ④

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

採取事業を譲渡した者、合併により消滅した法人、分割前の法人又は被相続人	住所	
	氏名	
採取事業を譲り受けた者、合併後存続する法人、合併により設立された法人、分割により事業の全部を承継した法人又は相続人	住所	
	被相続人との続柄	
地位を承継した日	年 月 日	
可燃性天然ガスの濃度についての確認年月日	年 月 日 第 号	
温泉の採取の場所	番地 (地目)	
温泉の採取を行う源泉の名称		

注 「採取事業を譲渡した者、合併により消滅した法人、分割前の法人又は被相続人」欄及び「採取事業を譲り受けた者、合併後存続する法人、合併により設立された法人、分割により事業の全部を承継した法人又は相続人」欄は、法人にあって

は、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類

- 1 事業の全部の譲渡の場合にあっては、譲渡に関する契約書の写し
- 2 相続の場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
- 3 合併又は分割の場合にあっては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

様式第15号（第13条関係）

温泉採取施設等変更許可申請書

職氏名 様

温泉の採取のための施設等の変更をしたいので、温泉法第14条の7第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

届出者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

温泉の採取を行う場所	番地（地目）
温泉の採取を行う源泉の名称	
変更の内容	
変更の理由	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更後の	年 月 日
着手	
工事期間	終了
	年 月 日
工事施工	住所
者	氏名又は名称

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること

ができる。

添付書類

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真
- 4 温泉法施行規則第6条の3第1項第10号の規定により作成した採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程

様式第16号（第14条関係）

温泉採取者住所等変更届出書

職氏名 様

温泉採取許可（可燃性ガス濃度確認）を受けたときの住所（氏名・主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名）に変更を生じたので、鳥取県温泉法施行細則第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

温泉採取許可（可燃性天然ガス濃度確認）年月日	年 月 日 第 号
変更内容	変更事項
	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日
変更理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 申請の原因である事実を証する書類

様式第17号（第15条関係）

温泉採取事業廃止届出書

職氏名 様

温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の8第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ④

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

温泉の採取の場所	番地（地目）
温泉の採取の事業を廃止した源泉の名称	
温泉採取許可又は可燃性天然ガス濃度確認を受けた年月日	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
温泉採取許可を受けていた者にあつては、温泉のゆう出路の埋戻しの状況	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 温泉採取許可を受けていた者にあつては、温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面及びその状況を現した写真

様式第18号（第16条関係）

温泉ゆう出路しゅんせつ等届出書

職氏名 様

温泉ゆう出路のしゅんせつ等をしたいので、鳥取県温泉法施行細則第16条第1項の規定により、関係

書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

工 事 の 種 別	ゆう出路しゅんせつ・ゆう出管入替え・ゆう出槽改修・動力の装置更新	
工 事 の 場 所		
工事をを行う源泉の名称		
温泉のゆう出及び利用の現況	温泉のゆう出量及び温度	ゆう出量 ℓ / 分 温度
	工事に係る設備の現況	
	場 所	
	温泉水の利 用施設	名 称
		設 置 者
		利 用 量
		ã / 日
工 事 の 概 要		
工事期間	着 手	年 月 日
	終 了	年 月 日
工事施行者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「温泉のゆう出及び利用の現況」の「工事に係る設備の現況」欄には、ゆう出路のしゅんせつ又はゆう出管の入替えを行う場合にあっては工事施行前における当該ゆう出路に係る温泉のゆう出量(ℓ/分)及び温度()、ゆう出槽を改修する場合にあっては工事施行前における当該ゆう出槽の形状及び容積、動力の装置を更新する場合にあっては工事施行前における当該動力の装置の動力源及びポンプの種類、名称及び出力(kw)を記載すること。

添付書類

- 1 工事の施行方法を明らかにした図面
- 2 動力の装置を更新する場合にあっては、更新

<p style="text-align: center;">後の動力の装置の詳細を明らかにした書類</p> <p>様式第19号（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">原状回復報告書</p> <p>職氏名 様</p> <p>年 月 日付第 号で命じられたと おり原状に回復したので、鳥取県温泉法施行細則第 17条の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p>報告者 <u>（法人にあっては、主たる事 務所の所在地）</u></p> <p style="text-align: right;">氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: right;"><u>（法人にあっては、名称及び 代表者の氏名）</u></p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注 略</p> <p>様式第20号（第18条関係）</p> <p style="text-align: center;">温泉利用許可申請書</p> <p>職氏名 様</p> <p>温泉を公共の浴用（飲用）に供したいので、温泉 法第15条第1項の規定により、関係書類を添えて次 のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p>申請者 <u>（法人にあっては、主たる事 務所の所在地）</u></p> <p style="text-align: right;">氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: right;"><u>（法人にあっては、名称及び</u></p>	<p>様式第13号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">原状回復報告書</p> <p>職氏名 様</p> <p>年 月 日付第 号で命じられたと おり原状に回復したので、鳥取県温泉法施行細則第 12条の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p>報告者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: right;"><u>（法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名）</u></p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注 略</p> <p>様式第14号（第13条関係）</p> <p style="text-align: center;">温泉利用許可申請書</p> <p>職氏名 様</p> <p>温泉を公共の浴用（飲用）に供したいので、温泉 法第15条第1項の規定により、関係書類を添えて次 のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p>申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: right;"><u>（法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名）</u></p>
--	---

(代表者の氏名)

電話番号

供用する温泉のゆう出地		
温泉採取許可又は可燃性天然ガス濃度確認の年月日	年 月 日 第 号	
温泉採取者	住所	
	氏名	
略		
供用量及び温度	供用量	â / 日 . 温度
略		

注1 略

2 「温泉採取者」欄及び「供用量及び温度」欄は、2以上のゆう出地からの温泉を供用する場合には、ゆう出地ごとに記載すること。

3 「温泉採取者」欄については、法人にあっては、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

添付書類

1 温泉採取者以外の者が温泉を供用する場合には、当該温泉採取者の承諾書

2 ~ 6 略

様式第21号（第19条関係）

温泉利用許可承継承認申請書（合併・分割）

職氏名 様

合併（分割）に伴い温泉利用の許可を受けた者の地位を承継したいので、温泉法第16条第1項の規定による承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

主たる事務所の所在地

申請者 名 称 (印)

代表者の氏名

電 話 番 号

略

添付書類 略

様式第22号（第19条関係） 略

電話番号

供用する温泉のゆう出地		
温泉採取権者	住所	
	氏名	
略		
供用量及び温度	供用量	t / 日 . 温度
略		

注1 略

2 「温泉採取権者」欄及び「供用量及び温度」欄は、2以上のゆう出地からの温泉を供用する場合には、ゆう出地ごとに記載すること。

添付書類

1 温泉採取権者以外の者が温泉を供用する場合には、当該温泉採取権者の承諾書

2 ~ 6 略

様式第15号（第14条関係）

温泉利用許可承継承認申請書（合併・分割）

職氏名 様

合併（分割）に伴い温泉利用の許可を承継したいので、温泉法第16条第1項の規定による承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

主たる事務所の所在地

申請者 名 称 (印)

代表者氏名

電 話 番 号

略

添付書類 略

様式第16号（第14条関係） 略

様式第23号（第20条関係）

温泉成分等揭示届出書

職氏名 様

公共の浴用（飲用）に供する温泉の成分等を揭示したいので、温泉法第18条第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

添付書類

- 1 及び 2 略
- 3 温泉法施行規則第10条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項を明らかにした書面

様式第24号（第21条関係）

温泉利用設備改修届出書

職氏名 様

温泉利用設備を改修したいので、鳥取県温泉法施行細則第21条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

様式第17号（第15条関係）

温泉成分等揭示届出書

職氏名 様

公共の浴用（飲用）に供する温泉の成分等を揭示したいので、温泉法第18条第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

添付書類

- 1 及び 2 略
- 3 温泉法施行規則第10条第1項各号に掲げる事項を明らかにした書面

様式第18号（第16条関係）

温泉利用設備改修届出書

職氏名 様

温泉利用設備を改修したいので、鳥取県温泉法施行細則第16条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ⑩

(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第25号 (第22条関係)

温泉供用者住所等変更届出書

職氏名 様

温泉利用許可を受けたときの住所(氏名・主たる
事務所の所在地・名称・代表者の氏名)に変更を生
じたので、鳥取県温泉法施行細則第22条の規定によ
り、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 (法人にあっては、主たる事務所の
所在地)

氏 名 ⑩

(法人にあっては、名称及び代表者
の氏名)

電話番号

許可年月日及び許可番 号	年 月 日 第 号
変更内容	変更事項
	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日
変更理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

添付書類 申請の原因である事実を証する書類

様式第26号 (第23条関係)

温泉利用廃止届出書

氏 名 ⑩

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第19号 (第17条関係)

温泉利用廃止届出書

職氏名 様

温泉を公共の浴用（飲用）に供するのをやめたので、鳥取県温泉法施行細則第23条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ④

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

様式第27号（第24条関係）

温泉成分分析機関登録申請書

職氏名 様

温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法第19条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ④

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

添付書類 略

職氏名 様

温泉を公共の浴用（飲用）に供するのをやめたので、鳥取県温泉法施行細則第17条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ④

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

添付書類 温泉利用許可書

様式第20号（第18条関係）

温泉成分分析機関登録申請書

職氏名 様

温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法第19条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名 ④

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

添付書類 略

様式第28号（第25条関係）

温泉成分分析機関登録事項変更届出書

職氏名 様

温泉成分分析機関登録事項に変更を生じたので、温泉法第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

様式第29号（第26条関係）

温泉成分分析業務廃止届出書

職氏名 様

温泉成分分析業務を廃止したので、温泉法第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

様式第21号（第19条関係）

温泉成分分析機関登録事項変更届出書

職氏名 様

温泉成分分析機関登録申請書の記載事項に変更を生じたので、温泉法第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者

氏 名 ㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

略

注 略

様式第22号（第20条関係）

温泉成分分析業務廃止届出書

職氏名 様

温泉成分分析業務を廃止したので、温泉法第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
届出者

氏 名 ㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

略	略
注 略	注 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前											
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)										別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)											
個別職員に係る事務処理権限										個別職員に係る事務処理権限											
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称		所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
			専 決 権 者			委 任 決 権 者								知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長		
	知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長														
略										略											
く ら し の 安 心 推 進 課										く ら し の 安 心 推 進 課											
四十 温泉法 の 法律第125 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務										四十 温泉法 の 法律第125 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務											
4 同法第7条第1 項の規定による土 地の掘削の許可を 受けた者の地位の 承継の確認										4 同法第7条第1 項の規定による土 地の掘削の許可を 受けた者の地位の 承継の確認											
5 同法第7条の2 第1項の規定によ る掘削のための施 設等の変更の許可										5 同法第7条第1 項の規定による掘 削工事の完了又は 廃止の届出の受理											
6 同法第8条第1 項の規定による掘 削工事の完了又は 廃止の届出の受理										7 同法第8条第3 項の規定による可 燃性天然ガスによ る災害の防止上必 要な措置の命令											
7 同法第8条第3 項の規定による可 燃性天然ガスによ る災害の防止上必 要な措置の命令										8 同法第9条第1 項の規定による土 地の掘削の許可の 取消し及び同法第 21項の規定による 公益上必要な措置 の命令											
8 同法第9条第1 項の規定による土 地の掘削の許可の 取消し及び同法第 21項の規定による 公益上必要な措置 の命令										9 同法9条の2の 規定による可燃性 天然ガスによる災											
9 同法9条の2の 規定による可燃性 天然ガスによる災																					

る申請又は届出を行うことができる。この場合において、当該申請又は届出に係る事務処理権限については、第2条の規定による改正後の鳥取県事務処理権限規則の規定の例による。